

表 I-1 公共用水域水質測定地点一覧表(河川)

河川名	流域	BOD		水生生物		番号	測定地点名	測定地点の所在地	測定機関名	
		類型指定水域名	環境基準類型	環境基準点	類型指定水域名					環境基準類型
江戸川 旧江戸川	東京湾	江戸川上流	A		江戸川及び旧江戸川(全域)	B	1	関宿橋	野田市	国土交通省
			A				2	野田橋	野田市	〃
			A	○			3	流山橋	流山市	〃
			A				4	新葛飾橋	松戸市	〃
			A	○			5	矢切取水場	〃	〃
		江戸川中流	B				6	市川橋	市川市	〃
			B	○			7	江戸川水門	〃	〃
		江戸川下流(1)	C	○			8	東西線鉄橋(江戸川放水路)	〃	〃
							9	浦安橋	浦安市	東京都
利根運河	利根運河	B	○	利根運河	B	10	運河橋	流山市	国土交通省	
		B				11	本川合流前	〃	〃	
坂川	坂川	E	○	坂川	B	12	弁天橋	松戸市	松戸市	
		E				13	赤舳門	〃	〃	
新坂川	新坂川	E	○	新坂川	B	14	さかね橋	〃	〃	
六間川	—	—	—	—	—	15	古ヶ崎排水機場	〃	〃	
国分川	国分川	E		国分川	B	16	秋山弁天橋	〃	〃	
		E	○			17	須和田橋	市川市	市川市	
春木川	春木川	E	○	春木川	B	18	国分川合流前	〃	〃	
真間川	真間川	E	○	真間川	B	19	根本水門	〃	〃	
		E	○			20	三戸前橋	〃	〃	
大柏川	—	—	—	—	—	21	浅間橋	〃	〃	
利根川	太平洋	利根川下流	A		利根川中・下流(坂東大橋より下流)	B	22	芽吹橋	野田市	国土交通省
			A				23	大利根橋(取手)	我孫子市	〃
			A	○			24	栄橋(布川)	〃	〃
			A				25	須賀	栄町	〃
			A	○			26	金江津	成田市	〃
			A				27	水郷大橋(佐原)	香取市	〃
			A				28	河口堰	東庄町	〃
			A				29	銚子大橋	銚子市	〃
			亀成川	亀成川			B	○	亀成川	B
金山落	金山落	B	○	金山落	B	31	名内橋	白井市	〃	
染井入落	—	—	—	—	—	32	染井新橋	柏市	柏市	
大津川	大津川	C	○	大津川	B	33	上沼橋	〃	〃	
大堀川	大堀川	D	○	大堀川	B	34	北柏橋	〃	〃	
鹿島川	鹿島川	A		鹿島川	B	35	岩富橋	佐倉市	千葉県	
		A	○			36	鹿島橋	〃	〃	
高崎川	高崎川	C	○	高崎川	B	37	竜灯橋	〃	〃	
手繰川	手繰川	C	○	手繰川	B	38	無名橋	〃	〃	
師戸川	師戸川	B	○	師戸川	B	39	師戸橋	印西市	〃	
神崎川	神崎川	A	○	神崎川	B	40	神崎橋	八千代市	〃	
桑納川	桑納川	D	○	桑納川	B	41	桑納橋	〃	〃	
印旛放水路(上流)	印旛放水路上流	C	○	印旛放水路	B	42	八千代橋	〃	〃	

河川名	流域	BOD			水生生物			番号	測定地点名	測定地点の所在地	測定機関名	
		類型指定水域名	環境基準類型	環境基準点	類型指定水域名	環境基準類型	環境基準点					
長門川	利根川	長門川	B	○	長門川	B	○	43	長門橋	栄町	千葉県	
根木名川		根木名川	根木名川	B		根木名川	B		44	さくら橋	成田市	〃
				B				45	根木名橋	〃	〃	
				B	○			46	新川水門	〃	〃	
派川 根木名川		—	—		—			47	根木名川橋	〃	〃	
大須賀川		大須賀川	大須賀川	A		大須賀川	B		48	関橋	香取市	〃
				A	○			49	黄金橋	〃	〃	
横利根川		—	—		—			50	横利根閘門	〃	〃	
与田浦川		—	—		—			51	与田浦橋	〃	〃	
小野川		小野川	B	○	小野川	B	○	52	小野川水門	〃	〃	
黒部川		黒部川上流	黒部川上流	B		黒部川	B		53	迎田橋	〃	〃
				B	○			54	中央大橋	〃	〃	
				A	○			55	黒部川水門	東庄町	〃	
清水川		清水川	清水川	A		清水川	B		56	山川橋	香取市	〃
				A	○			57	清水橋	〃	〃	
忍川		—	—		—			58	富川地先	銚子市	〃	
高田川		高田川	A	○	高田川	B	○	59	白石取水場	〃	〃	
七間川		—	—		—			60	元禄橋	旭市	〃	
新川		新川上流	新川上流	C	○	新川	B		61	干潟大橋	〃	〃
				C	○			62	駒込堰	〃	〃	
栗山川	栗山川上流	栗山川上流	A	○	栗山川	B		63	新井橋	多古町	〃	
			A				64	粟嶋橋	横芝光町	〃		
			B	○			65	木戸大橋	〃	〃		
高谷川	高谷川	高谷川	A	○	高谷川	B	○	66	与平橋	〃	〃	
			A				67	小池橋	芝山町	〃		
木戸川	木戸川	木戸川	A		木戸川	B		68	木戸橋	山武市	〃	
			A	○			69	龍宮大橋	九十九里町	〃		
作田川	作田川	A	○	作田川	B	○	70	幸田橋	東金市	〃		
真亀川	真亀川	真亀川	C		真亀川	B		71	真亀橋	九十九里町	〃	
			C	○			72	観音堂橋	白子町	〃		
南白亀川	南白亀川	B	○	南白亀川	B	○	73	昭和橋	茂原市	〃		
一宮川	一宮川上流	一宮川上流	B	○	一宮川	B		74	北川橋	長生村	〃	
			B	○			75	中之橋	一宮町	〃		
			C	○			76	三口橋	大多喜町	〃		
夷隅川	夷隅川上流	夷隅川上流	A	○	夷隅川	B		77	増田橋	いすみ市	〃	
			B				78	苧谷橋	〃	〃		
			B	○			79	江東橋	〃	〃		
二夕間川	二夕間川	A	○	二夕間川	B	○	80	坂本	鴨川市	〃		
袋倉川	袋倉川	A	○	袋倉川	B	○	81	東町地先	〃	〃		
待崎川	待崎川	A	○	待崎川	B	○	82	横渚取水口	〃	〃		
加茂川	加茂川	加茂川	B		加茂川	B		83	石田橋	〃	〃	
			B	○			84	加茂川橋	〃	〃		
三原川	三原川	三原川	A	○	三原川	B	○	85	三原橋	南房総市	〃	
			A				86	小向浄水場取水口	〃	〃		
丸山川	丸山川	B	○	丸山川	B	○	87	朝夷橋	〃	〃		
瀬戸川	瀬戸川	B	○	瀬戸川	B	○	88	瀬戸川橋	〃	〃		
川尻川	—	—		—			89	川尻橋	〃	〃		
長尾川	長尾川	A	○	長尾川	B	○	90	上水道取水口	〃	〃		

河川名	流域	BOD			水生生物			番号	測定地点名	測定地点の所在地	測定機関名
		類型指定水域名	環境基準類型	環境基準点	類型指定水域名	環境基準類型	環境基準点				
汐入川	東京湾	汐入川	B	—	汐入川	B	—	91	東田橋	館山市	千葉県
			B	○		○	92	要橋	〃	〃	
平久里川		平久里川	A	—	平久里川	B	—	93	横峰大橋	〃	〃
			A	○		○	94	平成橋	〃	〃	
増間川		増間川	A	○	増間川	B	○	95	池田橋	南房総市	〃
佐久間川	東京湾	—	—	—	—	—	—	96	勝山橋	鋸南町	〃
湊川		湊川	A	—	湊川	B	—	97	東郷橋	富津市	〃
			A	○		○	98	湊橋	〃	〃	
			A	—		—	99	丹後橋	〃	〃	
染川	東京湾	染川	C	—	染川	B	—	100	染川橋	〃	〃
			C	○		○	101	川向橋	〃	〃	
小糸川		小糸川上流	B	○	小糸川	B	—	102	粟倉橋	君津市	〃
		小糸川下流	C	—		—	103	八千代橋	〃	〃	
			C	○		○	104	人見橋	〃	〃	
矢那川		—	—	—	—	—	—	105	平川橋	木更津市	〃
		—	—	—	—	—	—	106	富士見橋	〃	〃
小櫃川		小櫃川上流	A	○	小櫃川	B	—	107	岩田橋	君津市	〃
			A	—		—	108	門生橋	〃	〃	
		小櫃川下流	B	○		○	109	小櫃橋	袖ヶ浦市	〃	
			B	—		—	110	椿橋	木更津市	〃	
御腹川		御腹川	A	○	御腹川	B	○	111	御腹川橋	君津市	〃
養老川		養老川上流	A	○	養老川	B	—	112	持田崎橋	市原市	市原市
		養老川中流	B	○		○	113	浅井橋	〃	〃	
		養老川下流	C	○		○	114	養老大橋	〃	〃	
村田川		村田川	C	—	村田川	B	—	115	新瀬又橋	〃	〃
		C	—		—	116	江川橋	〃	〃		
		C	○		○	117	新村田橋	〃	〃		
都川	都川	E	○	都川	B	○	118	都橋	千葉市	千葉市	
葭川	葭川	E	○	葭川	B	○	119	日本橋	〃	〃	
印旛放水路(下流)	印旛放水路下流	C	○	印旛放水路	B	○	120	新花見川橋	〃	〃	
海老川	海老川	E	○	海老川	B	○	121	八千代橋	船橋市	船橋市	

表 I-2 公共用水域水質測定地点一覧表(湖沼)

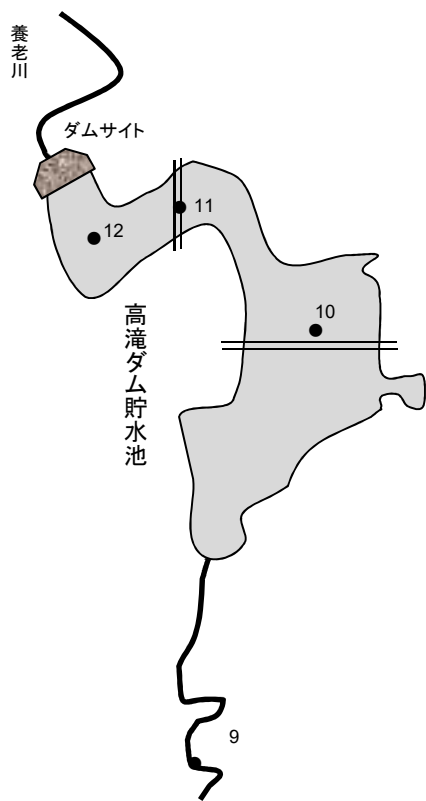
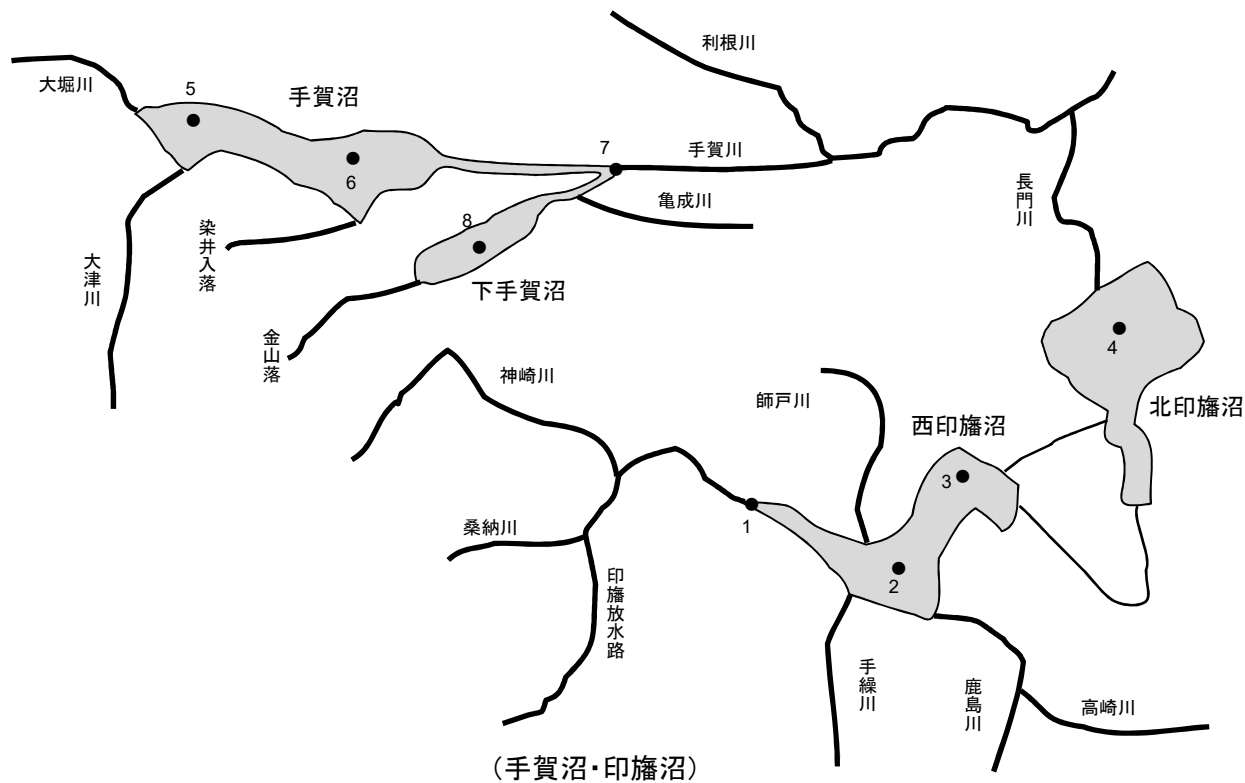
湖沼名	COD等		N・P			水生生物			番号	測定地点名	測定地点の所在地	測定機関名
	類型指定水域名	環境基準類型 環境基準点	類型指定水域名	環境基準類型 環境基準点	類型指定水域名	環境基準類型 環境基準点	番号					
印旛沼	印旛沼	A	印旛沼	Ⅲ	印旛沼	B	○	1	阿宗橋	印西市	千葉県	
		A		○			2	上水道取水口下	佐倉市	〃		
		A					3	一本松下	印西市	〃		
		A					4	北印旛沼中央	成田市	〃		
手賀沼	手賀沼	B	手賀沼	V	手賀沼	B		5	根戸下	我孫子市	〃	
		B		○			6	手賀沼中央	〃	〃		
		B					7	布佐下	印西市	国土交通省		
		B					8	下手賀沼中央	柏市	柏市		
高滝ダム貯水池	高滝ダム貯水池	A	-	-	高滝ダム貯水池	B		9	坂下橋	市原市	市原市	
		A		○			10	加茂橋下流部	〃	〃		
		A					11	北崎橋	〃	〃		
		A					12	小佐貫橋下流部	〃	〃		
亀山ダム貯水池	亀山ダム貯水池	A	-	-	亀山ダム貯水池	B	○	13	堤体直上流部	君津市	千葉県	
		A					14	小月橋	〃	〃		
		A					15	亀山大橋	〃	〃		

表 I—3 公共用水域水質測定地点一覽表(海域)

海域名	COD		N・P		水生生物			番号	測定地点名	緯度・経度 (世界測地系)	測定地点の所在地	測定機関名			
	類型指定水域名	環境基準類型	環境基準点	類型指定水域名	環境基準類型	環境基準点	類型指定水域名						環境基準類型	環境基準点	
東京内湾	東京湾	千葉港(甲)	C	○	千葉港	IV	○	東京湾	A	○	1	東京湾5	N 35° 36' 19" E 140° 03' 40"	稲毛沿岸	千葉県
	東京湾	千葉港(甲)	C	○	千葉港	IV	○	東京湾	A	○	2	東京湾7	N 35° 33' 52" E 140° 04' 34"	千葉沿岸	千葉県
	東京湾	千葉港(甲)	C	○	千葉港	IV	○	東京湾	A	○	3	東京湾12	N 35° 30' 27" E 140° 00' 58"	姉崎沿岸	千葉県
	東京湾	千葉港(甲)	C		千葉港	IV		東京湾	A		4	千葉1	N 35° 35' 01" E 140° 04' 43"	千葉港前面	千葉市
	東京湾	千葉港(甲)	C		千葉港	IV		東京湾	A		5	千葉2	N 35° 35' 03" E 140° 06' 30"	千葉港内	千葉市
	東京湾	千葉港(甲)	C		千葉港	IV		東京湾	A		6	千葉3	N 35° 36' 23" E 140° 05' 09"	千葉新港	千葉市
	東京湾	千葉港(乙)	B	○	東京湾(二)	III	○	東京湾	A	○	7	東京湾6	N 35° 35' 26" E 140° 03' 19"	千葉航路	千葉県
	東京湾	千葉港(乙)	B	○	東京湾(二)	III	○	東京湾	A	○	8	東京湾9	N 35° 32' 13" E 140° 01' 12"	五井沖	千葉県
	東京湾	千葉港(乙)	B	○	東京湾(二)	III	○	東京湾	A	○	9	東京湾11	N 35° 29' 53" E 139° 59' 08"	姉崎沖	千葉県
	東京湾	東京湾(1)	C	○	東京湾(二)	III		東京湾	A		10	東京湾17	N 35° 21' 24" E 139° 50' 48"	君津航路	千葉県
	東京湾	東京湾(2)	C	○	東京湾(イ)	IV	○	東京湾	A	○	11	東京湾16	N 35° 22' 12" E 139° 52' 55"	木更津航路	千葉県
	東京湾	東京湾(3)	C	○	東京湾(ロ)	IV		東京湾	A		12	船橋1	N 35° 40' 00" E 139° 58' 58"	船橋港内	船橋市
	東京湾	東京湾(4)	C	○	東京湾(ロ)	IV		東京湾(イ)	特A	○	13	東京湾2	N 35° 40' 15" E 139° 57' 07"	江戸川河口	千葉県
	東京湾	東京湾(9)	B	○	東京湾(ロ)	IV	○	東京湾	A	○	14	東京湾1	N 35° 36' 38" E 139° 53' 52"	浦安沿岸	千葉県
	東京湾	東京湾(9)	B	○	東京湾(ロ)	IV	○	東京湾	A	○	15	東京湾3	N 35° 38' 45" E 139° 59' 25"	京葉港沿岸	千葉県
	東京湾	東京湾(9)	B		東京湾(ロ)	IV		東京湾	A		16	船橋2	N 35° 38' 28" E 139° 59' 14"	船橋航路	船橋市
	東京湾	東京湾(11)	B	○	東京湾(ロ)	IV	○	東京湾	A	○	17	東京湾4	N 35° 36' 26" E 139° 58' 02"	市川・船橋沖	千葉県
	東京湾	東京湾(11)	B	○	東京湾(ロ)	IV	○	東京湾	A	○	18	東京湾8	N 35° 33' 02" E 139° 54' 36"	湾中央	千葉県
	東京湾	東京湾(12)	B	○	東京湾(二)	III	○	東京湾	A	○	19	東京湾10	N 35° 32' 17" E 139° 57' 11"	千葉航路入口	千葉県
	東京湾	東京湾(12)	B	○	東京湾(二)	III	○	東京湾	A	○	20	東京湾15	N 35° 24' 07" E 139° 51' 47"	木更津沿岸	千葉県
	東京湾	東京湾(12)	B	○	東京湾(二)	III	○	東京湾(ハ)	特A	○	21	東京湾18	N 35° 20' 37" E 139° 47' 58"	富津航路	千葉県
	東京湾	東京湾(16)	A	○	東京湾(二)	III	○	東京湾	A	○	22	東京湾13	N 35° 29' 02" E 139° 54' 38"	袖ヶ浦沖	千葉県
	東京湾	東京湾(16)	A	○	東京湾(二)	III	○	東京湾	A	○	23	東京湾14	N 35° 25' 29" E 139° 51' 46"	木更津沖	千葉県
	東京湾	千葉港(乙)	B		東京湾(二)	III		東京湾(ロ)	特A	○	24	盤洲	N 35° 27' 28" E 139° 56' 58"	盤洲干潟沖	千葉県

海域名	COD		N・P		水生生物			番号	測定地点名	緯度・経度 (世界測地系)	測定地点の 所在地	測定 機関名				
	類型指定 水域名	環境 基準 類型	環境 基準 点	類型指定 水域名	環境 基準 類型	環境 基準 点	類型指定 水域名						環境 基準 類型	環境 基準 点		
東京内房	東京湾	東京湾(17)	A	○	東京湾(木)	II	○	東京湾(木)	特A	○	25	東京湾19	N 35° 17' 00" E 139° 47' 04"	富津岬下	千葉県	
	東京湾	東京湾(17)	A	○	東京湾(木)	II	○	東京湾(木)	特A	○	26	東京湾20	N 35° 14' 24" E 139° 50' 02"	上総湊沿岸	千葉県	
	東京湾	東京湾(17)	A		東京湾(木)	II		東京湾(へ)	特A			27	東京湾21	N 35° 08' 09" E 139° 49' 24"	保田沿岸	千葉県
	東京湾	東京湾(17)	A		東京湾(木)	II		東京湾(へ)	特A	○	28	東京湾22	N 35° 05' 20" E 139° 49' 41"	岩井沿岸	千葉県	
	東京湾	東京湾(17)	A		東京湾(木)	II		東京湾(へ)	特A			29	東京湾23	N 35° 03' 09" E 139° 48' 09"	富浦沿岸	千葉県
	東京湾	東京湾(17)	A		東京湾(木)	II		東京湾(へ)	特A			30	東京湾24	N 35° 00' 58" E 139° 49' 13"	船形沿岸	千葉県
	東京湾	東京湾(17)	A		東京湾(木)	II		東京湾(へ)	特A			31	東京湾25	N 34° 59' 42" E 139° 50' 49"	北条沿岸	千葉県
	東京湾	東京湾(17)	A		東京湾(木)	II		東京湾(へ)	特A	○	32	東京湾27	N 34° 59' 47" E 139° 48' 04"	西岬沿岸	千葉県	
九十九里	(南房総・九十九里)	—	—		—	—		—	—		34	太平洋1	N 35° 40' 03" E 140° 53' 13"	銚子沿岸	千葉県	
	(南房総・九十九里)	—	—		—	—		—	—		35	太平洋2	N 35° 35' 10" E 140° 33' 44"	横芝沿岸	千葉県	
	(南房総・九十九里)	—	—		—	—		—	—		36	太平洋3	N 35° 28' 55" E 140° 27' 13"	大網白里沿岸	千葉県	
	(南房総・九十九里)	—	—		—	—		—	—		37	太平洋4	N 35° 22' 51" E 140° 25' 05"	一宮沿岸	千葉県	
南房総	(南房総・九十九里)	—	—		—	—		—	—		38	太平洋5	N 35° 16' 52" E 140° 26' 04"	大原沿岸	千葉県	
	(南房総・九十九里)	—	—		—	—		—	—		39	太平洋6	N 35° 07' 11" E 140° 18' 33"	勝浦沿岸	千葉県	
	(南房総・九十九里)	—	—		—	—		—	—		40	太平洋7	N 35° 04' 26" E 140° 08' 35"	鴨川沿岸	千葉県	
	(南房総・九十九里)	—	—		—	—		—	—		41	太平洋8	N 35° 00' 19" E 140° 02' 28"	和田沿岸	千葉県	
	(南房総・九十九里)	—	—		—	—		—	—		42	太平洋9	N 34° 52' 56" E 139° 53' 32"	白浜沿岸	千葉県	

図 I - 2 公共用水域水質測定地点位置図(湖沼)



(高滝ダム貯水池)

(亀山ダム貯水池)

表Ⅱ 公共用水域の測定項目（令和3年度 公共用水域水質測定計画）

測定区分 (項目数)		項 目
環境基準項目 (39項目)	健康項目 (27項目)	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀 ^{*2} 、ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素[河川・湖沼]、ほう素[河川・湖沼]、1,4-ジオキサン
	生活環境項目 (12項目) ^{*1}	pH、DO ^{*1} 、BOD[河川・湖沼]、COD、SS[河川・湖沼]、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質、全窒素、全りん、底層溶存酸素量[湖沼・海域] ^{*1}
	水生生物項目 (うち3項目)	全亜鉛、ノニルフェノール、LAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）
特殊項目（5項目）		フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム
水道水源監視項目 (1項目)		トリハロメタン生成能[河川・湖沼]
その他の項目 (11項目)		アンモニア性窒素、りん酸性りん、塩化物イオン[河川・湖沼]、塩分[海域]、電気伝導率[河川・湖沼]、TOC、DOC[湖沼・海域]、陰イオン界面活性剤、溶解性COD、クロロフィルa、プランクトン
要監視項目 (32項目)	人の健康の保護に係る項目 (27項目)	EPN、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン（MEP）、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル（TPN）、プロピザミド、ジクロロボス（DDVP）、フェノブカルブ（BPMP）、イプロベンホス（IBP）、クロルニトロフェン（CNP）、トルエン、キシレン、クロロホルム ^{*3} 、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOR） ^{*4}
	^{*3} 水生生物の保全に係る項目 (6項目)	クロロホルム ^{*3} 、フェノール、ホルムアルデヒド 4-tert-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール
要測定指標（1項目）		大腸菌数
現場測定項目 (9項目)		天候、気温、水温、色相、臭気、水深、流量[河川]、透視度[河川・湖沼]、透明度[湖沼・海域]

※1 生活環境項目のうち、DO（溶存酸素量）と底層溶存酸素量は1項目とみなし、項目数は12項目としている。

※2 アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する。

※3 要監視項目のクロロホルムは、人の健康の保護に係る項目と水生生物の保全に係る項目のいずれにも該当するため、項目数の合計では32項目としている。

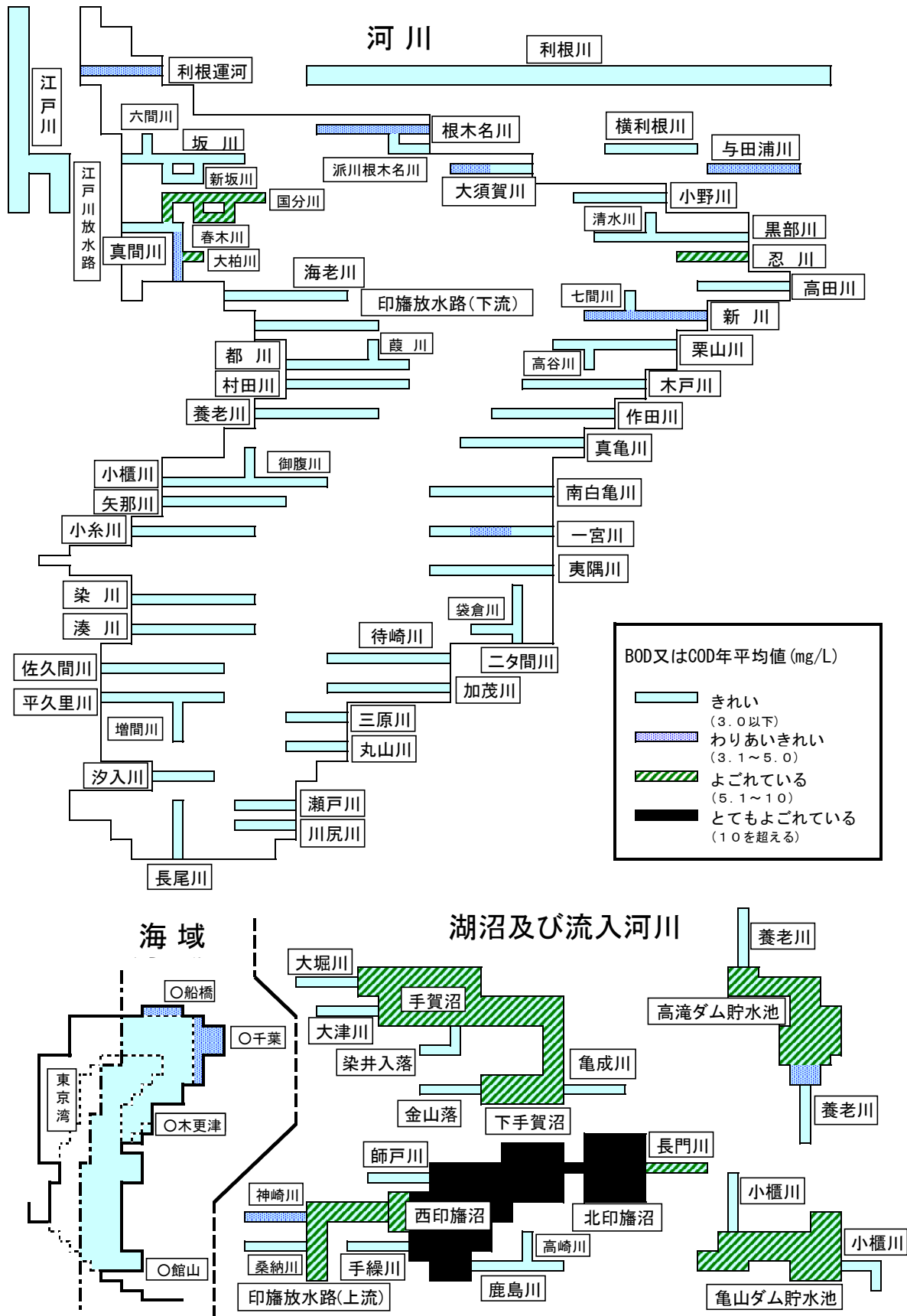
※4 ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOR）は2物質で1項目と計上している。

表Ⅲ 公共用水域の健康項目の測定結果

項目	測定地点数	検出地点数	検出率 (%)	うち環境基準未達成地点数 ※1	超過率 (%)	検出状況 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)
カドミウム	146	0	0	0	0	—	0.003以下
全シアン	141	0	0	0	0	—	検出されないこと
鉛	153	18	11.8	0	0	0.001 ~ 0.005	0.01以下
六価クロム	141	0	0	0	0	—	0.05以下
砒素	153	138	90.2	0	0	0.001 ~ 0.006	0.01以下
総水銀	141	0	0	0	0	—	0.0005以下
アルキル水銀 ※2	0	0	0	0	0	—	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	112	0	0	0	0	—	検出されないこと
ジクロロメタン	141	0	0	0	0	—	0.02以下
四塩化炭素	141	0	0	0	0	—	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	141	0	0	0	0	—	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	141	0	0	0	0	—	0.1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	141	0	0	0	0	—	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	141	0	0	0	0	—	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	141	0	0	0	0	—	0.006以下
トリクロロエチレン	141	2	1.4	0	0	0.001 ~ 0.002	0.01以下
テトラクロロエチレン	141	2	1.4	0	0	0.001 ~ 0.003	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	141	0	0	0	0	—	0.002以下
チウラム	141	0	0	0	0	—	0.006以下
シマジン	141	0	0	0	0	—	0.003以下
チオベンカルブ	141	0	0	0	0	—	0.02以下
ベンゼン	141	0	0	0	0	—	0.01以下
セレン	141	0	0	0	0	—	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	170	169	99.4	2	1.2	0.012 ~ 26	10以下
ふっ素 ※3	106	97	91.5	0	0	0.08 ~ 1.3	※4 0.8以下
ほう素 ※3	91	23	25.3	0	0	0.1 ~ 2.3	※5 1以下
1,4-ジオキサン	141	1	0.7	0	0	0.006	0.05以下

- ※1 環境基準の達成の評価は年間平均値で行う。ただし、全シアンに係る基準値については最高値で行う。
- ※2 アルキル水銀は、総水銀が検出された場合に測定する。
- ※3 ふっ素、ほう素の環境基準値は海域には適用されない。
- ※4 ふっ素について、環境基準値を超えて検出された地点については、年平均値は環境基準値を下回ったので、環境基準は達成している。
- ※5 ほう素について、環境基準値を超えて検出された地点は、海水の影響を受ける地点であり、環境基準の達成の評価は行わないこととしている。

図Ⅱ 河川、湖沼、海域の水質状況図



表IV 地下水の測定項目

区 分	測 定 項 目
概況調査 (環境基準項目 28項目)	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、 アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、 クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)、 1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、 1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、 チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン
継続監視調査 (過去の調査で、環境基準の 超過が確認されている 項目)	鉛、六価クロム、砒素、ジクロロメタン、四塩化炭素、 クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)、 1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、 1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、 1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ほう素、1,4-ジオキサン

表 V 地下水質の概況調査結果

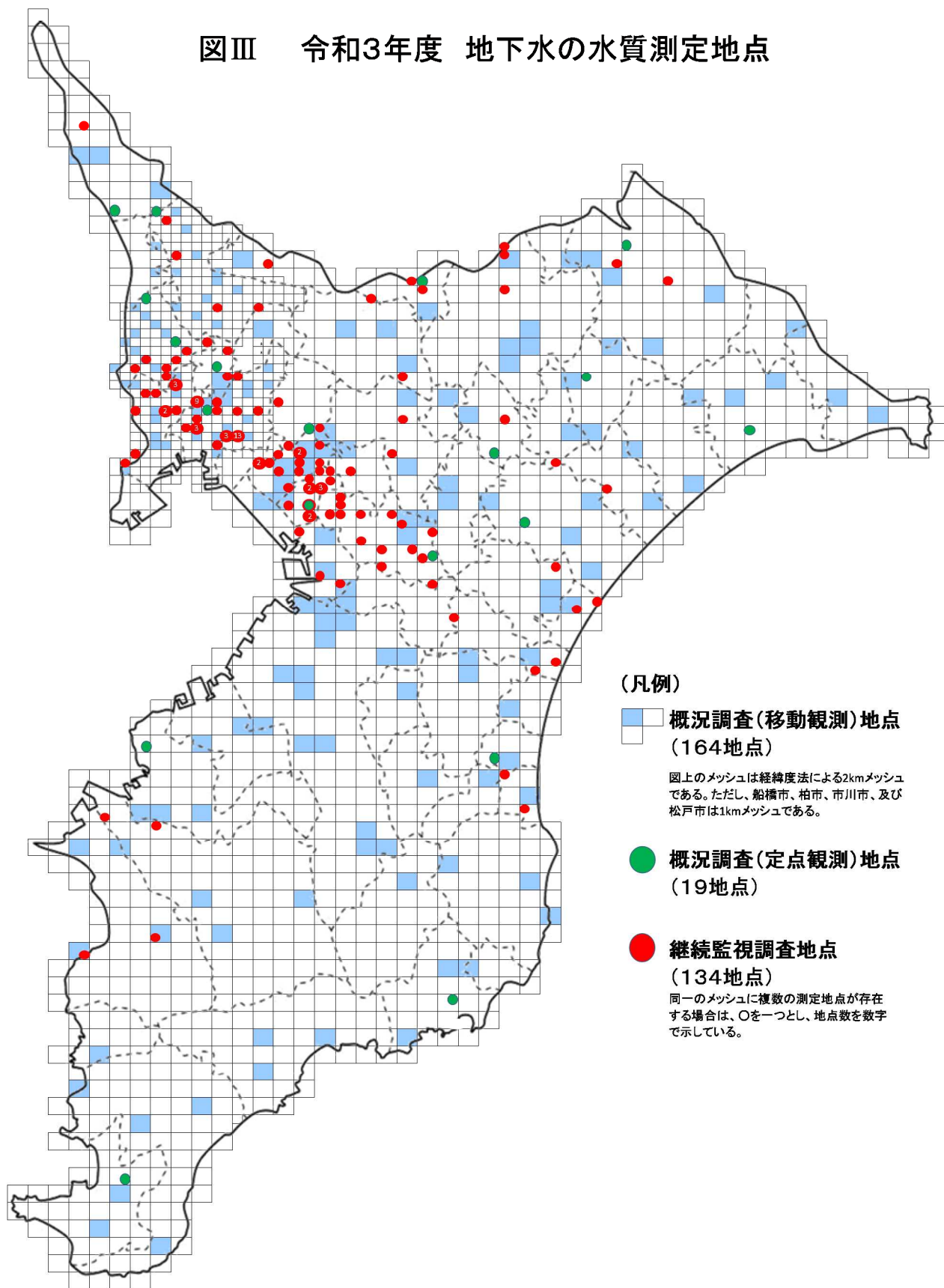
項目	調査井戸数 (本)	検出井戸数 (本)	検出率 (%)	超過井戸数 (本)	超過率 (%)	検出状況 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)
カドミウム	183	0	0	0	0	—	0.003以下
全シアン	183	0	0	0	0	—	検出されないこと
鉛	183	30	16.4	0	0	0.001～ 0.005	0.01以下
六価クロム	183	1	0.5	0	0	0.021	0.05以下
砒素	183	86	47.0	12	6.6	0.001～ 0.078	0.01以下
総水銀	183	0	0	0	0	—	0.0005以下
アルキル水銀 ※	15	0	0	0	0	—	検出されないこと
PCB	183	0	0	0	0	—	検出されないこと
ジクロロメタン	183	0	0	0	0	—	0.02以下
四塩化炭素	183	1	0.5	0	0	0.0013	0.002以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー)	183	1	0.5	0	0	0.0004	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	183	0	0	0	0	—	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	183	1	0.5	0	0	0.006	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	183	2	1.1	0	0	0.004～ 0.033	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	183	0	0	0	0	—	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	183	0	0	0	0	—	0.006以下
トリクロロエチレン	183	1	0.5	1	0.5	0.11	0.01以下
テトラクロロエチレン	183	2	1.1	0	0	0.0008～ 0.0069	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	183	0	0	0	0	—	0.002以下
チウラム	183	0	0	0	0	—	0.006以下
シマジン	183	0	0	0	0	—	0.003以下
チオベンカルブ	183	0	0	0	0	—	0.02以下
ベンゼン	183	0	0	0	0	—	0.01以下
セレン	183	6	3.3	0	0	0.001～ 0.004	0.01以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	183	124	67.8	16	8.7	0.06～37	10以下
ふっ素	183	35	19.1	2	1.1	0.08～3.1	0.8以下
ほう素	183	12	6.6	0	0	0.1～0.7	1以下
1,4-ジオキサソ	183	1	0.5	0	0	0.012	0.05以下
総計 (実本数)	183	161	88.0	29	15.8	—	—

※ アルキル水銀は一部を除き、総水銀が検出された場合にのみ測定。

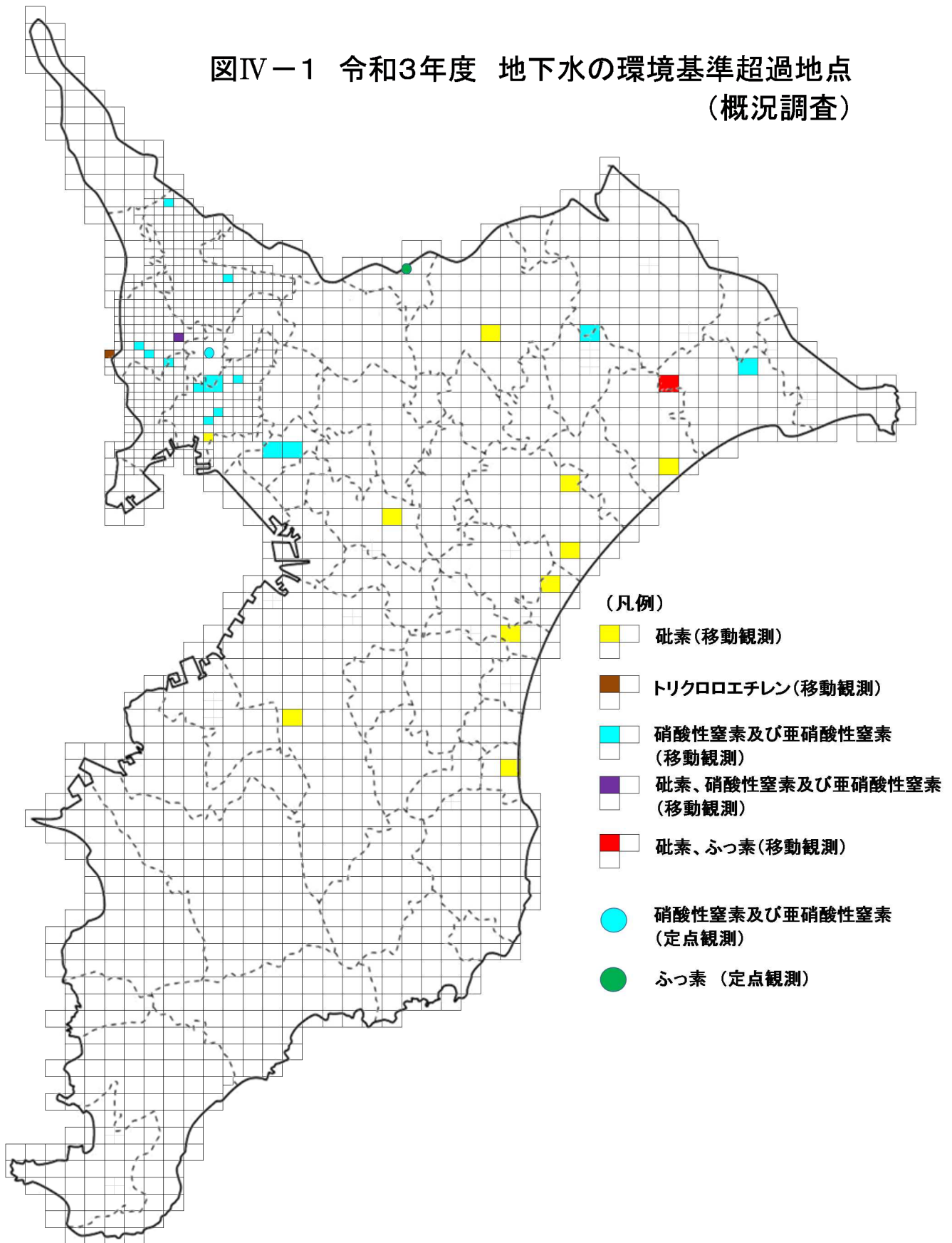
表VI 地下水質の継続監視調査結果

項目	調査井戸数 (本)	検出井戸数 (本)	検出率 (%)	超過井戸数 (本)	超過率 (%)	検出状況 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)
鉛	1	1	100	1	100	0.026	0.01以下
六価クロム	1	1	100	1	100	0.076	0.05以下
砒素	21	21	100	19	90.5	0.004~0.13	0.01以下
揮発性有機塩素化合物	ジクロロメタン	26	0	0	0	—	0.02以下
	四塩化炭素	90	8	8.9	2	0.0002~0.017	0.002以下
	クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	86	9	10.5	3	0.0002~0.13	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン	6	2	33.3	1	0.0017~0.0053	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン	90	10	11.1	1	0.002~0.43	0.1以下
	1,2-ジクロロエチレン	91	28	30.8	11	0.004~1.5	0.04以下
	1,1,1-トリクロロエタン	90	7	7.8	0	0.0006~0.081	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	5	0	0	0	—	0.006以下
	トリクロロエチレン	91	51	56.0	29	0.001~0.85	0.01以下
	テトラクロロエチレン	91	51	56.0	30	0.0005~11	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	5	0	0	0	—	0.002以下	
ベンゼン	15	0	0	0	0	—	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	21	21	100	17	81.0	7.6~31	10以下
ほう素	1	1	100	1	100	6.5	1以下
1,4-ジオキサン	1	1	100	1	100	0.23	0.05以下
総計 (実本数)	134	124	92.5	93	69.4	—	—

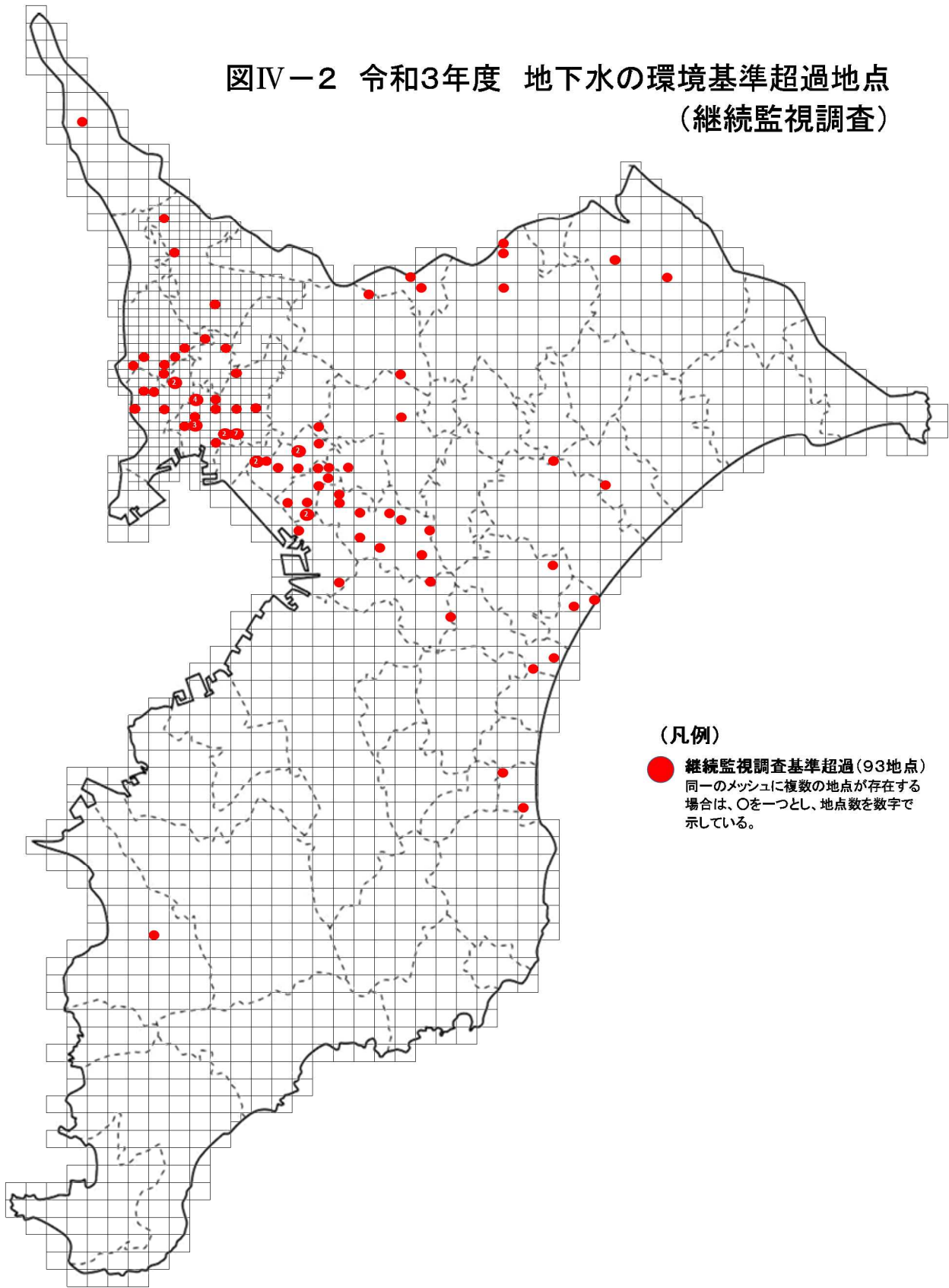
図Ⅲ 令和3年度 地下水の水質測定地点



図IV-1 令和3年度 地下水の環境基準超過地点
(概況調査)



図IV-2 令和3年度 地下水の環境基準超過地点
(継続監視調査)



用語解説集

1. 健康項目

公共用水域及び地下水において、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法に基づき設定されているもの。原則として、全ての水域に一律の基準が適用される。

なお、飲用水について、水道水では水道水質基準が適用され、飲用井戸については、基準超過した場合は、飲用中止等を指導しており、健康に影響が生じることのないよう措置がとられている。

○ 鉛

自然界に存在する物質であり、加工しやすい金属であることから、古くから蓄電池やはんだ等の多岐にわたり使用されている。長期間摂取すると血液系や神経系への影響があるとされる。

○ 六価クロム

酸化力が高いことから、金属メッキ、顔料などに使用されている。皮膚への付着や摂取により、呼吸器や肝臓などへの影響があり、発がん性も認められている。

○ 砒素

自然界に広く存在する物質であり、半導体の原料、農薬、防腐剤などに使用されている。長期間摂取すると皮膚の角質化や色素沈着、皮膚がんなどに陥ることがあるとされる。

○ 揮発性有機塩素化合物

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の塩素を含む揮発性のある有機化合物の総称であり、洗剤、染料などの溶剤として使用されている。発がん性が指摘される等人体に有害な物質が多い。

○ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

家畜排せつ物の不適正な処理や過剰な施肥等が原因で、公共用水域や地下水において濃度が高くなることがある。乳児が硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を含んだ水を多量に飲用すると、血液の酸素運搬能力を阻害するメトヘモグロビン血症を引き起こすおそれがあるとされる。

○ ふっ素

自然界に多く存在する物質であり、肥料やガラス製造等に使用されている。長期間摂取すると骨に影響があるとされる。

○ ほう素

自然界に存在する物質であり、ガラス製造等に使用されている。人体の影響としては、中枢神経障害があるとされる。

○ 1, 4-ジオキサン

化学工業、医薬品製造業、繊維工業等における有機合成反応溶剤等として用いられている。人体へは、中枢神経障害、肝臓、腎臓等に影響があるとされる。

2. 生活環境項目

公共用水域において、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法に基づき設定されているもの。利用目的や水生生物の生育状況に応じて類型指定された水域に適用され、類型ごとに異なる基準値が定められている。

○ BOD（生物化学的酸素要求量）

Biochemical Oxygen Demand の略で、有機物が微生物によって分解される時に消費する酸素量を濃度で表した値。河川における有機物などによる水質汚濁の指標である。

○ COD（化学的酸素要求量）

Chemical Oxygen Demand の略で、水中の有機物などを酸化剤で酸化するとき、消費する酸化剤の酸素換算量を濃度で表した値。湖沼及び海域における有機物などによる水質汚濁の指標である。

○ 全窒素、全りん

湖沼及び海域において、植物プランクトンの増殖による生活環境の保全上の支障を防止するため、プランクトンの栄養源となる全窒素、全りんが指標とされている。

○ 水生生物保全に係る環境基準項目（全亜鉛、ノニルフェノール、LAS）

水生生物は人の生活環境に密接な関係があることから、その保全を目的として定められている項目。現在、全亜鉛などの3項目について基準値が設定されている。

○ 全亜鉛

亜鉛は自動車、建造構造物用亜鉛メッキ鋼板、電子部品、機械部品など幅広く工業用部品等に使用されている他、食品類、農薬、肥料、医薬品等などにも使用されている。

○ LAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）

界面活性剤の一種であり、家庭用洗濯・住宅洗浄剤等に広く使用されているほか、業務用洗剤、乳化剤などにも使用されている。